人の動き

（38.5月末現在）
人口　77,159
世帯　17,314
前月に比べ
793人199世帯の増

広報かしわ

発行所
柏市役所
柏市柏29番地
電話(代表)2101
編集総務課

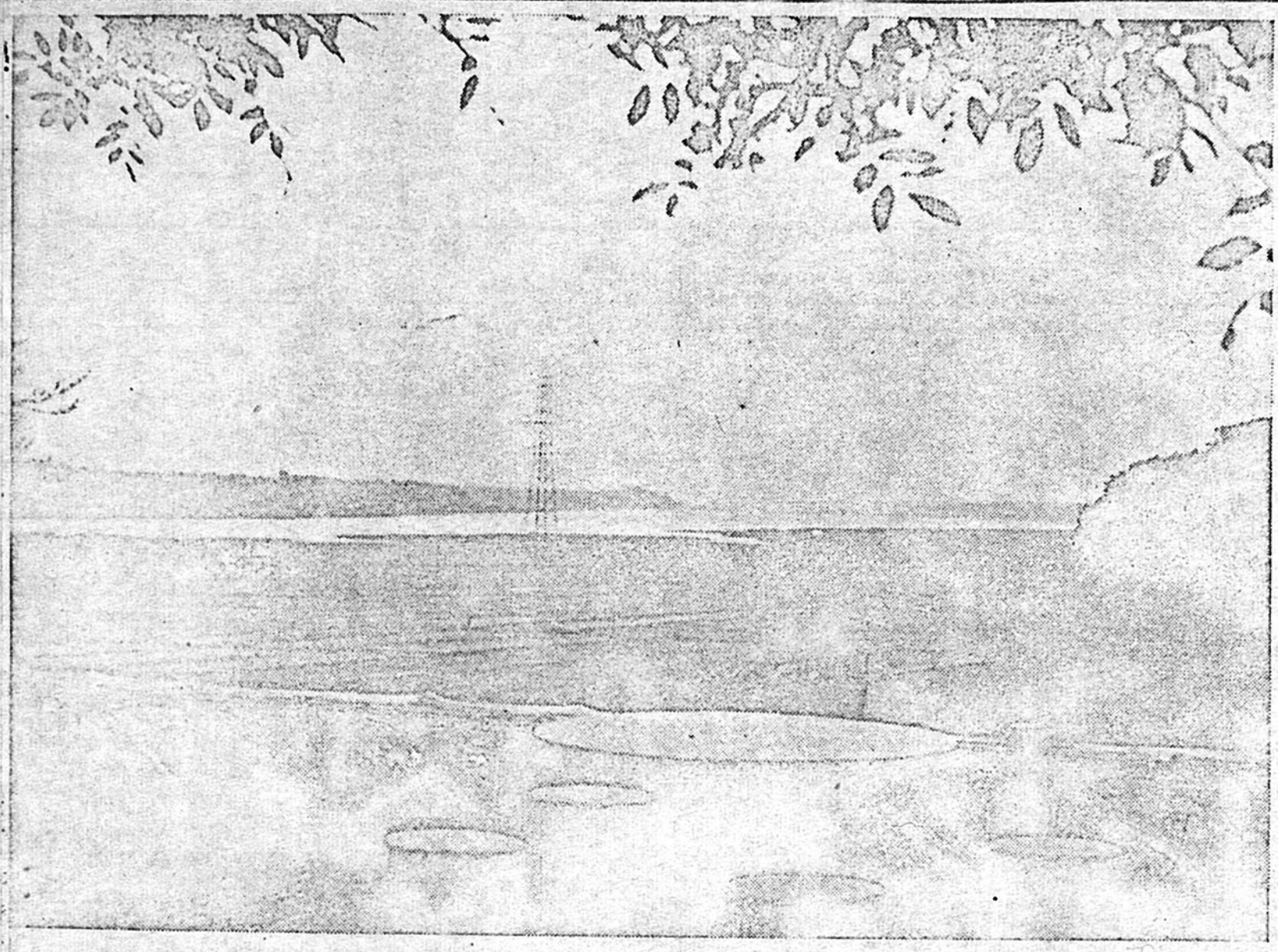

……柏公園から手賀沼を望む……

七月の解説

わが国では、昔から七月のことを「ふづき」と呼ぶ。

この呼び名の意味について、『和語抄』（おおぎしょう）という本に「七月織女（ふみつきたなばた）にかすとて書（ふみ）をひらく故に文月（ふみつき）という」とある。また中国では古くから七月七日に曝書（ばくしょ）（書物の虫ぼし）をする行事があるから、文月とは文書をひらく月としたともいい、また、七月二日牽牛（けんぎゅう）織女の二星に文書や、衣しょう道具その他種々の物をそなえて祭る行事に結びつけてこういう呼び名になったともいわれる。

このふみつきの呼び名のほかに、あい月、七夜月、ふみひろげ月、女郎花月（おみなえしづき）七夕月などがある。

この月の節気に小暑（七日）大暑（二十三日）がある。

一年中いちばん暑い時期である。昔の俳句に「柱にも壁にもよれぬ暑さかな」というのがあるが、やるせないくらいの暑さが日毎つづく。しかしこの暑さがあればこそ草も木も秋の日の実りに役立つのである。

なお、英語で七月をJulyというのは、ローマの政治家 Julius Caeser（ジュリアス シーザー）が西歴紀元前[illegible]

知事への手紙制度『県政ポスト』を開設

皆さんの「声」を知事へ

「ポスト」は市役所と各出張所に

▼知事への手紙制度は、友納知事が皆さんから、およせいただいたご意見やご要望などをよく検討し、県の仕事にとり入れて、住みよい千葉県をつくりたいという願いからはじめられたものです。みなさんがおよせになつた手紙の中から、ご意見によつては知事が直接みなさんにおききすることもあります。

○知事への手紙（県政ポスト）についての主旨、利用方法などについて書いたはがき用紙を、みなさんの家庭に一枚づつ配布いたしましたので　よくご覧になつてください。

○知事への手紙の用紙は、市役所と各出張所におかれてある県政ポストの中に、二種類の手紙の用紙が入つておりますから、どちらでもご自由にお使いください。

○お書きになつた手紙は、お近かくの郵便ポストにお入れください。

○郵便料は無料です。

○差出人のみなさんの住所、氏名は正しくはつきりとお書きください。

○知事への手紙の問い合わせ先は千葉県庁内県民室へ。電話は千葉二局六一一一番内線二六六番です。

▼このほか、知事は毎月第一、第三月曜日の午後一時から二時三十分まで、県庁三階の知事応接室で直接みなさんとお会いすることになつておりますので、お気軽にお出でください。

人権擁護相談のお知らせ

市役所では、毎月十五日（十五日が日曜、祭日のときはその翌日）人権擁護相談を、午前十時から午後三時まで行なつています。

市民の皆さんが、日常生活のいろいろの問題で、人権を無視され、おこまりの方は、お気軽においでください。

法務局或いは人権擁護委員の方が親切にご相談に応じております。

税の相談日の開設

税務署では、皆様から親しまれる役所として、毎月五日、十五日、二十五日（日曜、祭日は、その翌日になります）に「税の相談日」を設けました。

税の問題全般につきまして、皆様のご不審な点や、おわかりにならないこと、またお困りになつていることがございましたら、お気軽にお出かけください。

皆様の納得のいくご相談に応じられるよう準備しています。

国民年金に

あなたは加入していますか

老後の保障は、まず年金から

三十六年四月から、〃すべての国民に年金保障を〃のスローガンのもとに発足した国民年金も、三年目を迎え市内での加入者も、すでに一万人を越えています。

その間、加入者の中で、ケガをして仂けなくなつた方や、夫を亡くして子供をかゝえる母子家庭などに年金が支給され、たいへん喜ばれております。

ところが、まだ当然加入すべき方（満二十才以上の方で、厚生年金、共済組合、軍人恩給、その他の年金に加入又は受給されていない方）で、まだ加入届を出していない方が皆さんの中におられます。

もし国民年金に加入しないでいますと、当然受ける権利のある老令年金はもちろんのこと、障害・母子・遺子・寡婦年金等も受けられないことになり、たいへん損をすることになります。

国民年金に加入するということは、自分の将来の為の最も有利な保障であり、これからは年金のない老後保障は考えられない社会となつています。

以上のことをよくお考えになり、まだ加入していない方は、一日も早く加入してください。

つきましては　七月一日から、まだ加入していない方のお宅に、係の者が伺いますので、よろしくお願いいたします。

会社・工場・事務所・商店など、すべての事業所は、この調査にご協力ください。

秘密は法律で守られます

総理府統計局による事業所統計調査が、七月一日現在で全国いっせいに実施されます。

この調査は、統計法に基づく指定統計として行なわれる国の基礎的な調査ですので、関係各位のご協力をお願いいたします。

この事業所統計調査は、全国の事業所について調査するもので、三年ごとに実施され、今回は第七回目にあたります。

産業活動の事情は、国により、時代により、また国の中の地区によつてそれぞれ特色があります。この特色を比較研究して、産業発展の施策を立案するためには、産業活動体である事業所の状態をあらわす統計が、どうしても必要になります。

事業所統計調査は、人々が仂いているすべての事業所の状態を全国にわたつて調査し、これによつてわが国の産業構成のありさまや、産業活動体の増減などを明らかにして、中央や地方の経済施策に役立てるほか、別のいろいろな統計調査の基礎資料にするものです。

ここで調査の対象になる事業所というのは、事業の行なわれている一定の場所のことで、会社・事務所・商店・工場はもちろん・私鉄の駅・国鉄構内にある売店・銀行・学校・病院・神社・旅館・料理店・映画館などを含んでいます。

これらの事務所は、一事業所ごとに一枚の調査票を作成します。

調査は、調査員が事業所を訪問して、質問しながら記入する方法で行なわれます。

前にも述べましたように、この調査は、国の指定統計ですから各事業主も申告する義務があり、また調査した個々の調査票の内容を他にもらしたり、税金の課税その他の目的に使用することは固く禁じられておりますから、調査について質問された事項には、ありのままを答えていただきたいと思います。

統計図表コンクール
＝作品募集＝

千葉県では、統計思想の普及、向上、統計結果の表現技術の研究という目的から　昭和三十八年度千葉県統計図表コンクールを行なうことになりました。

課題にふさわしい資料の選択と独創的な構図と美観を、そなえた統計図表を、広く募集いたしますので、ふるつてご応募ください。

募集要領

一、主催・千葉県、千葉県統計協会

二、応募資格と課題

（第一部）小学校の児童あなたがたの学習の結果（家庭での学習も含む）をあらわす統計図表

（第二部）中学校の生徒あなたがたの住んでいる柏市の実情を示す統計図表

（第四部）大学生および一般

(イ)日本の社会・経済の特徴を示す統計図表

(ロ)千葉県の社会・経済の特徴を示す統計図表

三、材料と規格

第一部の用紙規格72.8cm×51.5cm

第二部・三部・四部の用紙規格103cm×72.8cmとします。

各部とも紙質・色彩その他の材料については、自由です。

四、締切期日　七月三十日

五、提出先　柏市役所　総務課統計係宛

六、審査員

知事・千葉県統計協会長が委嘱した人。

七、入選区分および賞

発表は、八月上旬に直接または所属長あてに通知します。

(1)入選者には、賞状と賞品

(2)選外の佳作者に記念品

(3)優秀作品を多数出品した学校には、選考のうえ学校賞

(4)各部から五点を選び十一月に開催される、全国コンクールに出品応募します。

（ただし、課題のうち、第四部の(ロ)、は応募資格がないので除外します。

旧軍人・軍属等の恩給請求
関係者の現住所調査について

県の世話課では、旧軍人・軍属などの恩給請求に関係ある方々の現住所を調査しています。

この方々は、軍人・軍属などの退職当時の本籍地は千葉県にありますが、市町村名が不明の方達ですお心当りの方は、福祉事務所社会係へご連絡ください。

今関　義信

ご寄附

▼梅村さん（豊四季九六四　医師）は、奨学生のために五万円を寄附。また市内某医師から、毎年奨学資金の一部に二万円が寄附されています。

▼太田さん　今谷上町の太田義春さんは　五男の孝広ちやんを交通事故で失ない、生前孝広ちやんが、使つていた玩具、衣類など一〇四点と二万円を、困つている家庭の子供さんへと寄附。

田丸　一雄　中村　佐市　出口　政吉　吉野　清治　孤岡　淳吉　富永松太郎　吉田　忠吉　鈴木　竹司　岩井　勇　大野　嘉助　若林　文七　木村　勝治　鎌形　贇　須藤　計雄　平野　宥照　近藤　幸　秋葉　鎗次　阿曾　台八　（敬称略）

8月は市議会議員の選挙です

事前運動を追放し

選挙は公明に

柏市選挙管理委員会

「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」の施行による統一地方選挙が、四月十七日、同三十日の二回にわたつて全国的に行なわれました。柏市では、四月十七日千葉県知事の死亡による特別選挙及び千葉県議会議員の任期満了による一般選挙が同時に行なわれ、六四・六四％という投票率で終了いたしました。この投票率を前回の選挙（昭和三十四年四月二十三日執行）と比較すると多少下廻りますが、その後行なわれた市議会議員選挙を除いた他の選挙よりも相当良い結果でした。

このことは、国に於て早くからあらゆる機関を動員して、選挙の重要性について啓蒙宣伝を行なつた効果は勿論あると思われますが一件の選挙違反者も出なかつたことまだ市議会全員一致で「公明選挙推進都市宣言を議決したことでもわかるとおり、市民各自が、正しく明るい選挙が行なわれることを切望する声が高まりつゝある結果の表われでもあると思われますしかし、投票率が良いことが必らずしも正しい選挙の結果であることは一概に言ません。それは　買収、きよう、応等が行なわれたゝめに投票率が良くなることが、現在の社会状況では非常に多いと考えられるからです。

そこで、八月には柏市議会議員選挙が行なわれる予定であり、すでに一部では事前運動と思われるような行為が行なわれているように聞きますので、選挙について常識的なことを問答式により一般に知つてもらい、明るく正しい選挙が行なわれることを切望いたします。

一、事前運動とは

【一】瀬踏み行為

【問】瀬踏み行為というのはどんなことですか。

【答】立候補するからには、ぜがひでも当選したいのが人情ですしかし選挙人の支持があるだろうか。あるとしてもどの程度支持してくれるだろうか。これをはつきりつかんで立候補することが選挙戦を有利にすることです。例えば、選挙区内の有力者である部落長とか自治会の役員といつた人々に立候補の可否を問い合わせるとか、自ら報告演説会のようなものを行なつて、直接選挙人の反響をみるようなことです。

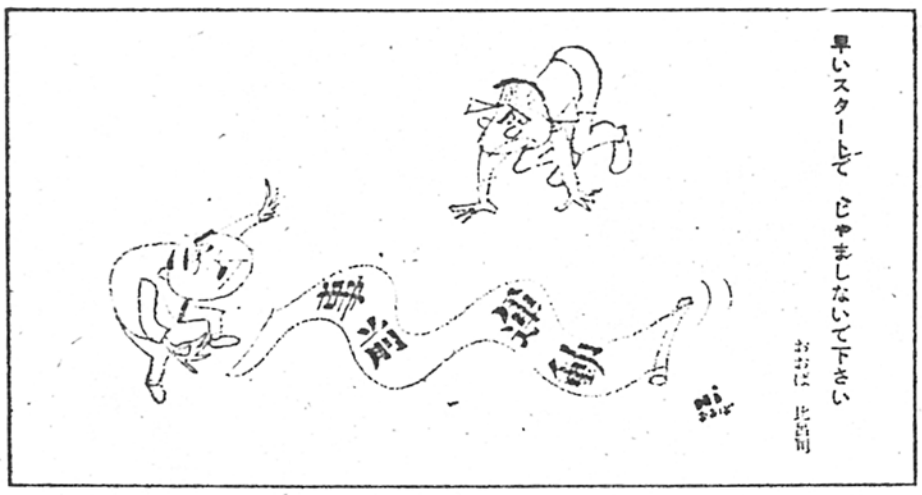

【問】瀬踏行為でも違反になることがありますか、

【答】純粋に立候補のための判断資料を得るだけのものであればよいが、それに併わせて投票を依頼したような事実があれば、例え相手が数人であろうと事前運動となります。

判例ではそのような意志を「明示又は默示したときは選挙運動となる」としていますから、はつきり「よろしく頼むと」いわなくとも、相手方にわかる程度に他の方法で示して違反となる場合がありますので注意してください。

【二】立候補勧誘行為と中止行為

【問】立候補の意思のある人に対して　第三者が立候補の意思をなくするように仂きかける行為は選挙運動となりますか。

【答】甲は立候補の意思がありますが実父乙の反対によつて出馬することができないために丙は甲の実父乙を説得して甲を立候補させました。この場合の丙の行為は選挙運動とはなりませんなお、甲乙の両者が立候補しようとしている場合に、いずれか一人の立候補を中止させて　他の人の当選を目的として仂きかけることは、選挙運動となります。

【三】文書の掲示頒布等

【問】立候補しようとする者が、自分の名を記載したポスターを作成して、街頭に掲示することは差支えないですか。

【答】選挙が特定しており、かつその選挙に立候補することを予定している者が投票を得る目的でこれらの行為をすることは、公職選挙法第一二九条（選挙運動の期間）の違反となります。

【問】○○某の後援会結成の趣意書を作成して、○○某の写真を添付し、選挙人に頒布することはよいですか。

【答】後援会を結成し、会員に周知させる等政治活動として行なうことは差支えないが、立候補を決意している者の個人名並びに写真を入れた文書を一般の選挙人に頒布することは選挙運動と認められるおそれがあります

【問】自治会等において、議員候補者の予選会を開催し、特定人を候補者として予選した場合にその会議の顚末を自治会等の会議に欠席した者に通知する行為はどうですか。

【答】予選会の結果を通知する行為は、選挙運動となるおそれが

あります。

なお、特定の候補者を支持したり、推せんしたりする目的を有する団体は、政治資金規正法の規定によつて届出を必要としますので注意してください。

【問】立候補の届出前に、商店の開業祝として氏名入りの花環や鏡などを寄贈することはどうですか。

【答】社交上のつきあい程度のものである限り差支えないが、その限度を超えたもの、即ち特に大きなもので人の目を引いて投票を得ようとする意図が認められるようなものとか、通常関係のない店にわざわざ寄附するような場合は、事前運動となるおそれがあります。

【四】団体結成、会員募集

【問】選挙を見越して何某後援会を発起開催し、会員を募集することはよいですか。

【答】戸別訪問をして会員を募集し何某が次の選挙に立候補することを予定して、その人のために投票を得させようとする目的があるときは、選挙運動であつて違反行為となります。

【問】選挙に関係して、候補者選定のために部落の有権者が会合し無記名による投票を行なつて、その得票数の多い者から順次候補者を推せんする行為は違反となりますか。

【答】特定の者に対する投票の勧誘や個々面接、その他の選挙運動にかゝわりがなく、ただ単に予選の方法として、無記名投票を用いることは差支えありません。

【五】事前運動と立候補準備

【問】事前運動とはどんなものをいいますか。

【答】立候補を決意すると、直ちに選挙運動に着手したいのが人情であつて、最近では選挙期日の告示前に選挙運動に紛らわしいポスター、ビラ等が掲示される例が少なくありません。

しかし【立候補の届出のあつた日から選挙の期日の前日までなければ選挙運動はできない】ことになつております。

そこで、事前運動として禁止されているのは、この許された期間以外の一切の選挙運動です。

したがつて戸別訪問や買収のように選挙運動期間中に禁止されている行為は勿論、個々面接や電話による選挙運動のように、期間中には制限されない行為であつても行なうことができません。

これに違反した場合は、公職選挙法第二三九条（事前運動の制限違反）に該当し処罰されることがあります。

歩行者の保護を強化

7月1日から道交法が一部改正

現在実施されている道路交通法が、次の通り改正になり、七月十五日から適用されます。

一、歩行者保護の徹底

従来にくらべて、一段と歩行者に対する保護が強化されました。

(1)横断歩道は、従来、道路標識と道路標示の二つのものが揃わなければならなかつたのですが、改正法によつて、標識か、標示のいずれかが設けられてあればよいことになりました。

したがつて舗装されてない道路でも、標識がたてられていれば横断歩道となります。

(2)目の見えない人、耳のきこえない人のほかに、改正法によつて政令で定められる程度に身体に障害がある人。（たとえば片足がないとか、そのほか身体に欠かんがあつて歩行の困難なもの）は、「白色のつえ」を携えて道路を通行することができることになりました。

(3)道路の左側部分の横断歩道を、歩行者が通つており、又は通ろうとしているときは、横断歩道の直前で一時停止し、その通行を妨げてはならないことが、運転者の遵守事項として定められました。

二、高速自動車国道ができましたので、通行する自動車の通行方法があたらしく定められました

(1)通行区分帯は二車線で、原則として、その左側を通行し、右側は追いこしの場合のみに通行します。

(2)横断、転回、後退或いは駐車・停車が禁止されています。

但し、故障の場合でやむなくとめる場合には路肩部分にとめ、故障であることをはつきり表示し、すみやかに他へ移動させるような措置をとる必要があります。

三、その他

そのほか「装置不良車両の運転禁止」の条文が新設されました

装置不良車両は、他に危険を及ぼすおそれがある車両ですが、今度新設された装置不良車両は単に、他に迷惑を及ぼすおそれのある車輛であつて、例えば、非常に大きな音をたてて走るとか、必要以上に多量の煙をだして走る車輛等が対象とされます。

※梅雨期の事故はスリップによつておきます。

速度の出しすぎ、無理なおいこしはやめましよう。

（柏警察署　交通課）

市川市の農業を見て

～梨と苺の栽培～

柏市農業委員会

近郊都市として発展めざましい市川市は、面積五一・四二平方キロメートル、人口一七万三、九四一人（昭和三十八年二月二十八日現在）をかぞえる。

都市発展の形態として種々の要素から本市と同一視することは困難かもしれない。しかし近郊都市としての農業上の諸問題については共通のものがあると想定し、本市の今後の農業行政の指針に参考になるのでないかと思われ、去る五月十四日に市川市の農業視察を実施したわけです。

短時間の説明と現地視察で、その全体をつかむことは困難かもしれません。しかしそのうちの問題の一部を市民の皆様にご報告し今後の農業経営に何らかの参考になれば幸いと思います。なお視察にあたりましては、農業委員会内部事務及び梨栽培と苺栽培を重点的に実施いたしましたが、今回は内部事務報告は省略させていただき梨栽培と苺栽培についてご報告いたします。

市川市は農家数三、〇五六戸、耕作面積一、〇九〇ha、特色を一口に云えば、そ菜を主体とした北部地帯と、稲作を主とした南部地帯とに地形上分割され、北部地帯は、そ菜、米、酪農等を取り入れた多角経営を形成し、南部地帯では米を中心とした単作経営で一部漁業を兼業としています。

特産物としては、それぞれの地帯に梨、苺、蓮根があります。

本市のみつば、にら、かぶ等と比較して考えてみるのも興味深く、耕作面積の内、梨畑は七一七ha、苺畑は三五haで、その市場価値についてはすでに実証ずみです。

梨・苺についても、近年本市でも試作的に行なわれており、梨は豊四季、十余二の一部で、苺は船戸、山高野地区で栽培されていますが、一部のもの除き軌道に乗っていないのが現状ではないかと思います。

梨栽培について

市川市の梨栽培は非常に古く、すでに元禄の頃から知られているといわれ、古い伝統と技術をもち、地理的条件を生かし、大消費地に送りこまれています。

生産地は旧大柏村が大半で、視察した市川市大野板橋博氏宅は、栽培面積一・三ha、品種は長十郎と二十世紀で、自家労力二・五人で処理し、臨時雇入は六年毎に行なう支柱竹の取替時と人工交配だけで、いかに機械化が進んでいるかが知られます。三月から一週間おきに実施するという消毒についても、昭和三十七年度に組合で購入したスピード・スプレヤー（千葉県に現在一台）の偉力で、反当りわずか十二分というから驚きます。需要は戦後の食生活の改善に伴ない、うなぎのぼりとのことでした。

しかし本市への導入について考えるとき、永年果樹梨栽培が農地転用問題の深刻化した柏市の現在と将来にどう対応して行くか疑問です。

日々変貌のいちぢるしい当市に、果して即応したものかを考えるとき若干考慮する点もあり、また専門的な技術の取得に長期間を有するものである点も考えなければなりませんが、もちろん農業従事者の経営の方針と思慮次才と思います。

苺栽培について

市川市の苺栽培もかなり古く、明治三十五年頃から、といわれますが、実際に苺が生産されるようになったのは、大正の初め新田地区の耕地整理で水田設備が改善され島畑が急増してからで、折からの才一次大戦ぼつ発の好景気を反映して一時期を作り出したのです。

その後も着々とした生産者の努力により品質の向上、技術の革新が進められたが昭和十八年作付統制令により、才二次大戦中は完全に中絶の状態となつたが、苗の保存に万全を期したため、昭和二十二年いちはやく苺栽培の復活をはかり、その後市役所、農協等の援助のもとに栽培方法、品質、選果、包装資材等に改良改善を加え今日の確固たる位置をしめるようになりました。

視察地の市川新田町鉾崎太郎氏宅は栽培面積四a、品種は全部ダーナ種で自家労力六人、九月下旬に定植し四月十日頃から七月十五日頃まで約三千箱を収穫するそうです。この市川苺の特色は、

才一に、消費地が非常に近く、朝切り苺として鮮度の高いものが出荷出来るという立地的条件。

才二に、古くからつちかわれた高度の技術、仮に箱詰についても一人前になるまでの約二ケ年を必要するといわれ、その技術いかんによつて市場価値が左右され、出荷時等には多数の労力を必要とします。

才三に、農地の高度利用という点は近郊都市の動向として見逃がせません。

才四に、組織の強化と販売の確立販売価格の有利性等あげられますが、市川市の苺生産組合は、昭和六年に結成、という古い歴史をもち、促成技術の研究改善、電熱栽培、共同選果、共同出荷の強化、包装資材の改良等がおこなわれてきたことなどがあげられます。

しかし、このような事柄を本市の場合に準じて考えてみるとき、全部が決して悲観することはない、と思います。それどころか、二、三問題の他はきわめて有望視されるのではないかとさえ思われます。

比較的短期間に生産段階に入るとができ、農地の高度利用、反当りの高収益、そして消費地としての立地的条件等を考えるとき、市の特産に苺が加わることも夢はありません。

小量危険物の貯蔵・取扱いの届出について

◇　原油・ガソリン・ベンゾールなど
（20～100リットル未満）

◇　燈油・軽油など
（100～500リットル未満）

科学、技術の発展にともない、火災危険のある物品の生産や、その使用はいちじるしく増大し、これにともなう火災もまた増加の一途をたどっています。これら物品の火災危険は、他の物品に比べて特に大きいので、これらの物品による火災を未然に防止するため、所要の規制を加える必要があります。

そこで、火災危険のある物品のうち、発火性または引火性の大きな危険物については、消防法でその品名と品名ごとの一定の数量を指定し（指定数量と称しています。別表第一）それ以上の危険物については、政令及び総理府令によって、その製造所、貯蔵所及び取扱所の位置、構造、設備ならびにその貯蔵、取扱いについて規制が加えられ、市町村長等の許可を受けなければなりません。

ところがこの規制は、いずれも指定数量以上の数量を貯蔵し、または取扱う場合に限られていますが

(1)　指定数量未満の危険物（小量危険物）

(2)　危険物に準ずる発火性又は引火性を有する物品（準危険物）

(3)　その物品自体としては、格別の発火性、引火性はないが、その性状から火災の際燃え拡がり易く、また消しにくい等の火災危険のともなう物品（特殊可燃物）

これらの物品については、従来これを規制する法令がなく、いわば野放し状態でした。しかし、これらの物品についても、火災予防上放置することはできないので、昭和三十五年の消防法の改正で法の規制を受けることとしたのです。

ただ、これらの物品は、指定数量以上の危険物に比べれば、その火災危険は少ないので、消防法による規制とは切り離した取締りを行なうこととし、その細部については、すべて市町村の火災予防条例の規制に従うことになりました。

従って柏市でも昨年五月十日から「柏市火災予防条例」が施行されています。この規制の内容は、いわゆる小量危険物、準危険物、特殊可燃物の貯蔵、取扱いに関する技術上の基準が定められています。

この条例によって指定数量（別表第一）の五分の一以上定数量未満の危険物（小量危険物）、（別表第二で定める数量の五倍以上の準危険物、別表第三で定める数量の五倍以上の特殊可燃物を貯蔵し、または取り扱おうとする者はあらかじめその旨を消防長（消防署長）に届け出なければなりません。

以上解説したように、これら物品の届出により、火災予防上及び火災が発生した場合、消火活動の効果をあげるために、これら物品の届出をぜひ実行されるようお願いいたします。なお届出の用紙、その他手続上のことにつきましては、消防本部にお問い合わせください。

（柏市消防本部）

（別表第三）

品名		数量
綿花類	キログラム	二〇〇
木毛及びかんなくず		四〇〇
ぼろ及び紙くず		一、〇〇〇
糸類		一、〇〇〇
わら類		一、〇〇〇
ゴム類		三、〇〇〇
石炭及び木炭		一〇、〇〇〇
木材加工品及び木くず	立方メートル	一〇

（別表第一）

類別	品名	数量
第一類	塩素酸塩類	キログラム 五〇
	過塩素酸塩類	五〇
	過酸化物A	五〇
	過酸化物B	五〇
	硝酸塩類	五〇
	過マンガン酸塩類	一、〇〇〇
第二類	黄りん	キログラム 二〇
	硫化りん	五〇
	赤りん	五〇
	硫黄	一〇〇
	金属粉A	五〇〇
	金属粉B	一、〇〇〇
第三類	金属「カリウム」	キログラム 五
	金属「ナトリウム」	五
	炭化カルシウム（カーバイト）	三〇〇
	りん化石灰	三〇〇
	生石灰	五〇〇
第四類	エーテル	リットル 五〇
	二硫化炭素	五〇
	コロジオン	五〇
	アセトン	一〇〇
	アセトアルデヒト	一〇〇
第五類	硝酸エステル類	キログラム 一〇
	セルロイド類	一五
	ニトロ化合物	二〇〇
第六類	発煙硝酸	キログラム 八〇
	発煙硫酸	八〇
	クロールスルフォン酸	八〇
	無水硫酸	八〇
	濃硝酸	二〇〇
	濃硫酸	二〇〇
	無水クロム酸	二〇〇

類別	品名	数量
第四類	第一石油類	一〇〇
	さく酸エステル類	二〇〇
	ぎ酸エステル類	二〇〇
	メチルエチルケトン	二〇〇
	アルコール類	二〇〇
	ピリジン	二〇〇
	クロールベンゾール	三〇〇
	第二石油類	五〇〇
	テレビン油	五〇〇
	しょう脳油	五〇〇
	松根油	五〇〇
	第三石油類	二、〇〇〇
	動植物油類	三、〇〇〇

備考
第一石油類（例えば原油、ガソリン、ソルベントナフサ、タール軽油、ベンゾール類、トルオール等）
第二石油類（例えば燈油、軽油、ヂゼール油、キシロール、タール中油等）
第三石油類（例えば重油、潤滑油、クレオソート油等のタール油類その他）

（別表第二）

類別	品名	数量
第一類	亜塩素酸塩類	キログラム 一〇
	臭素酸塩類	一五
	沃素酸塩類	二〇
	重クロム酸塩類	六〇〇
第二類	油紙類及び油布類	一〇〇
	副蚕系油かす	一〇〇
		一、〇〇〇
第三類	金属リチウム	五
	金属カルシウム	五〇
	炭化アルミニウム	六〇
	水素化物	六〇
	カルシウムシリコン	二〇〇
第四類	ラッカーパテ	二〇〇〇
	ゴムのり	二〇〇〇
	第一種引火物	二〇〇〇
	しょう脳	六〇〇〇
	ナフタリン	六〇〇〇
	松脂	六〇〇〇
	パラフイン	六〇〇〇
	第二種引火物	六〇〇〇
第五類	ニトロソ化合物	四〇〇
	ジニトロソペンタメチレンテトラミン	四〇〇
	ナトリウムアミド	四〇〇
第六類	過塩素酸	三〇〇
	塩化チオニル	八〇〇
	塩化スルフリル	八〇〇

農業基本調査の結果

毎年2月と8月に行なわれる農業基本調査は、経営耕作地1反歩以上の農家の基本的な事項を調査するものです。

柏市には、1反歩以上耕作している農家は2,767戸(38.2現在)ありますが、これら農家の状況をことしの2月行なわれた基本調査項目の中から抜すいしてみました。

耕地の広狭別農家数

柏市の農業の経営規模は、五反～一町までが全農家数の三二・九%と最も多い。

しかし、全体の農家数では、昭和三十一年と比較すると五十戸の農家が減少しています。

一方耕地面積別にその構成割合をみると、一反～一町までの農家はその大部分が他産業に依存する兼業農家であり、逆に一町以上耕作している農家は、昭和三十一年より増加しています。これは最近の農家経営は、専業として生活する場合、その経営耕作地は一町以上必要とされるあらわれではないかと思われます。

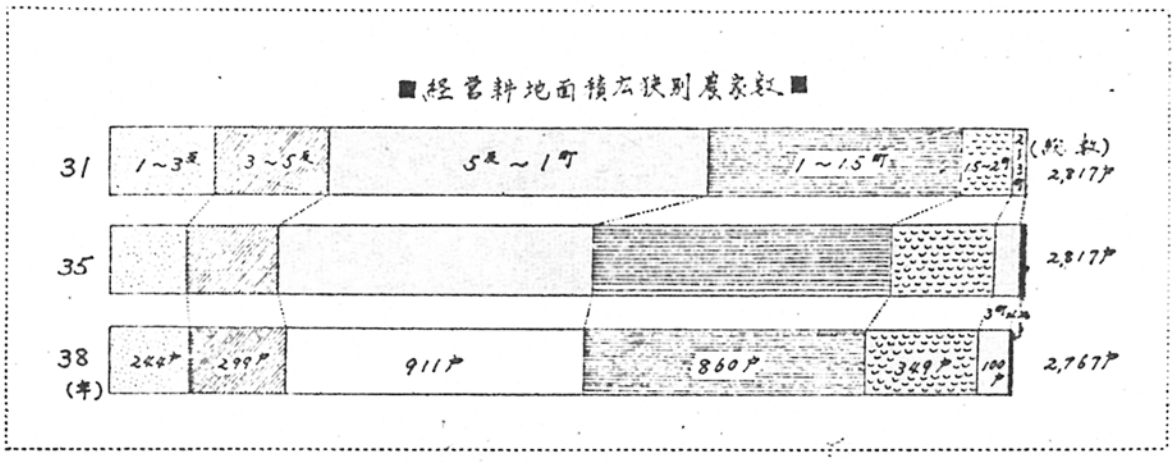

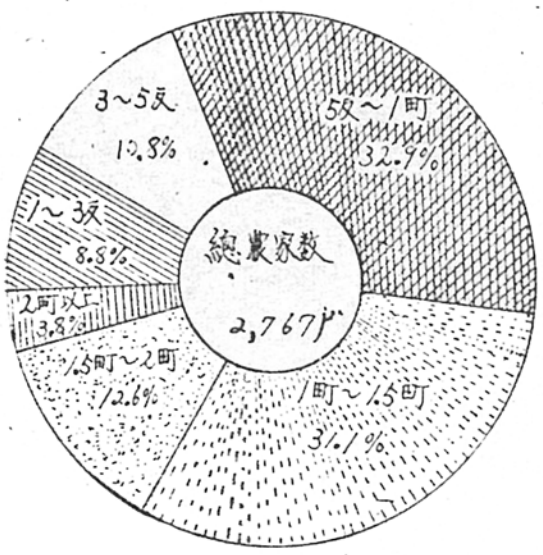

広狭別農家数の割合

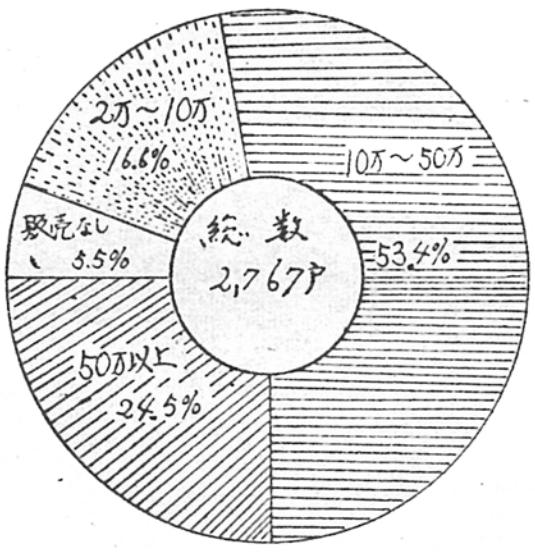

販売額区分の割合

販売額について

農産物の販売額は、年間を通し全く販売していない農家が五・五%(百五十三戸)　二万円から十万円までが十六・六%(四百五十八戸)　十万円から五十万円までが五三・四%(千四百七十八戸)と過半数を占めます。

これらの販売額は、全部総収入であ　[要経費を差し引いたものではないので、兼業農家として自給し、他産業から収入を求める形態を示しています。

なお、農産物を販売している農家数は、二千六百十四戸で、販売額一位が野菜類の千五百九十八戸と販売農家数全体の六一・一%、二位が米の四百四十九戸で一七・二%、三位特殊園芸、四位いも　となっています。

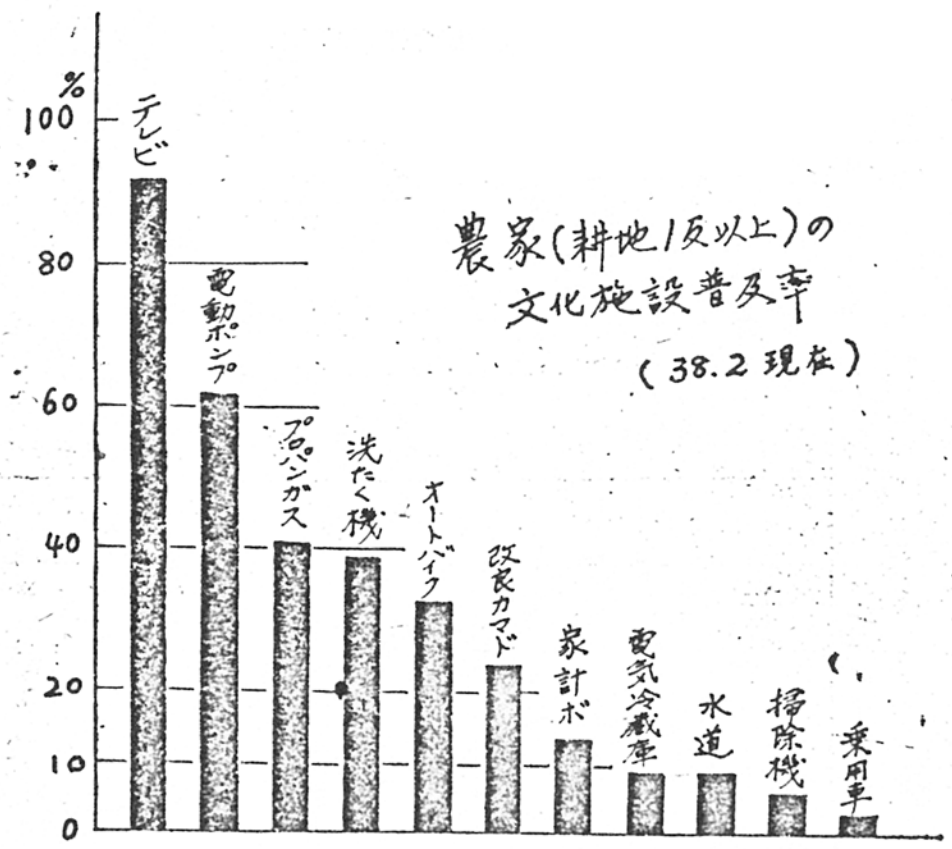

5月臨時市議会から

柏市議会五月臨時会は五月三十一日招集され、議案三件と役員（議長）改選などを審議のうえ議決し、会期一日間の日程を終了しました。

新議長　島根正三

「新議長に島根正三氏」

藤井議長から議長の辞職願が提出されたため、議会はその辞職願を許可し、ただちに後任議長の選挙が行なわれ、その結果、島根正三議員が当選、市制施行以来第十一代目の議長となりました。

（議案第一号）

▼柏市税条例を一部改正する条例の制定　（原案可決）

①市たばこ消費税の税率は、従来百分の十二でしたが、これを百分の十三・四に改めようというもの。

②電気ガス税の税率を、百分の九から百分の八に改めようというもの。

これは、昭和三十八年第八十号で地方税法の一部を改正する法律が四月一日に公布され、四月一日から適用される部分について、条例改正の必要が生じたため、条例の準則に基づいて提案されたものです。

（議案第二号）

▼昭和三十八年度柏市柏都市計画柏駅西口土地区画整理事業特別会計歳入歳出追加更正予算について　（原案可決）

既定予算額七千四百万円に対し追加更正五百八十九万四千円を加え、予算現計額は七千九百八十九万四千円となり繰上充用の措置をとりました。

（議案第三号）

▼文教風致地区の維持強化に関する決議案の提出について

柏市議会「トルコ風呂」に反対

全国的な児童、青少年の健全育成の駅西口（末広町八二六番地）に世間的に、風紀上多大の弊害があるとされる「トルコ風呂」が建設中であるため、柏市議会はこの問題について、児童生徒、一般市民に及ぼす悪影響は大きいという理由から、この「トルコ風呂」の建設、営業に強く反対するというもので、この決議案は可決されました。

□新市競輪組合の議会議員に高橋一成議員が再選

新市競輪組合（成田・佐倉・東金・八日市場・旭　習志野・柏・勝浦の八市で組織され、議員は各市各一名）議員の任期満了に伴ない、選挙を行なった結果、高橋一成議員が再選されました。

◇千葉地検に聴訴室（ちようそしつ）

五月一日から千葉地検に、県民の直接の声をきく窓口として、聴訴室が開かれました。

これは、これまでの投書とはちがつて、係員が直接みなさんの困つておられることをきいて、法律で解決できることなら、できる限りその方法について、相談に応じようというものです。

「千葉市市場町二番地、千葉地検内聴訴室」あてに手紙を出されるか、千葉(2)四一九一番で調査課長に電話されれば、面接の日取りを知らせることになつています。

なお、特に検事正に直接面接希望の方は、月曜日と水曜日の午前中が検事正面接日になつています。

なお、係は毎日面接しますから、むずかしい手続は何もいりません。直接地検に行かれてください。

―奥様ごぞんじですか―

おつとめにでかける ご主人への最高のサービス

それは、市内のお店で買つた、ご主人愛用の〃たばこ〃を、ご主人のポケットへそつとしのばせておくことです。

皆様が市内の商店から、毎日毎日お買いくださる〃たばこ〃の収入は年間三千余万円、たばこ消費税として市の金庫にはいり、学校の建設に、悪路の修理に、皆様のために使われます。

毎日の「たばこ」ご贈答用の「たばこ」も、市内の商店でお買いください。

なお、たばこ消費税は、地方税法第四六四条により、柏市内の小売店で売れた「たばこ」に対し、柏市から専売公社に課税するものです。

今月の納税

◇市県民税　第1期　6月30日まで

7月は

◇固定資産税　第2期　7月31日まで

○青年団の教育キャンプ

キャンプのシーズンが近づきました。ことしの青年団の教育キャンプは、連合青年団体育委員会が中心になつた、夏のスポーツと仲間づくりの楽しいキャンプです。

▽場所＝長野県松原湖キャンプ場
▽期日＝7月20日から30日まで。
　五班に分かれ、二泊三日
▽参加人員＝二五〇人まで
▽会費＝約二千円
▽申込＝もよりの青年団役員または中央公民館内社会教育課へ。

なお、このキャンプには、現在青年団員でなくても入団希望の方は参加できます。

○成人学校のお知らせ

ことしもいよいよ成人学校がはじまります。成人学校は楽しい市民の教室として、毎年数百人もの方が参加していますが、ことしの第十三回成人学校からは、中央公民館の主催になり、いつそう充実した内容になります。

計画は大体つぎのとおりですから、好きな科目を選び、早目に申し込んでください。どなたでも参加できますから、いままで参加したことのない方もお気軽にご参加ください。

◎科目（何科目でも受けられます）
第一期（七・八月）　料理・洋裁（初級）・手芸・家庭教育（以上昼間）・ペン習字・絵画（夜間）
第二期（八・九月）　いけ花・人形（昼間）・自動車・家庭園芸（夜間）
第三期（十・十一月）　料理・洋裁（中級）（昼間）・書道・英会話（夜間）

◎時間
昼間　午後一時半から（料理は午前中のものもある）
夜間　午後六時半から二時間

◎回数
一週二回程度で、合計十回から十四回位まで

◎場所
中央公民館（洋裁は柏文化服装学院）

◎申込
六月三十日までに、中央公民館成人学校係へ申し込んでください。（はがきでも結構です）

○勤労青年学校だより

四月二十一日に開校した柏勤労青年学校は、その後文部省の正式指定（全国で二十校）を受け、いよいよ本格的な学習活動がはじまりました。千葉県の青年学級センターとして、市内からも多数の参加者があり、約二百人の生徒が活動しています。

活動内容は――

▽合同学習＝毎月第三、隔月第一日曜日に開き、選択科目（ペン習字・実用数学・英会話）スポーツ、芸術、クラブ活動など。
▽コース別学習＝毎月第二、第四日曜日に農業科、工業科、家庭科、教養科、毎月第二、第四火曜日に商業科。
▽時刻と場所＝いずれも午前九時から中央公民館で。

この青年学校は、高等学校へ進学しない十五才から十七才までの青年なら、どなたでも入学できますから、ご希望の方は中央公民館内柏勤労青年学校事務局へご相談ください。

○図書館だより

市立図書館（中央公民館三階）に新らしい本が入りました。

貝塚茂樹「史記」緒方富雄「緒方洪庵伝」小林勇「惜樣荘主人」松下幸之助「物の見方考え方」波多野勤子「幼児の心理」谷口潤一郎「台所太平記」舟橋聖一「花の生涯」「松本清張集」H・ヘッセ「人生の歌」吉田石松「無実」など約百冊。

図書館は、月曜日を除く、毎日午前十時から午後五時まで（水曜日は午後八時まで）開いています。また貸出しもしていますので、始めてのひとは認印を持つてきてください。なお、職場や地元の読書グループには、月ぎめの貸出文庫もありますのでご利用ください。

○青年団活動を盛んにしましょう

教育委員会では、連合青年団と市内の各地区青年団が進めている「青年団員倍加運動」に協力してこの運動を強力に推進することになりました。

青年団は、中学校または高等学校を卒業した青年たちが、健全な交際、教養の向上、スポーツや文化活動などを行なう教育的団体です。柏市には、現在約五百人の青年団員がおりますが、活動内容を高め、青年団活動の効果をあげるためには、もつと団員をふやし、組織と運営の体質改善をはかる必要があります。そのために、当面つぎの方針で運動を進めます。

①現在青年団のある町会では、団員をふやす運動を進める。特に十八才から二十四才位までの青年の入団をすすめる。

②青年団のない町会では、特にスポーツやクラブをつくつて組織のスタートができるようにする。

③青年団を、ふやす運動は、地区青年団と公民館が中心になり、少年健全育成会と町会を通じて、各家庭に呼びかける。

④現在青年団のない町会では、直接地区青年団に入団するか、町会ごとの青年団（青年部、青年会）をつくるかの方法で進める。

青年の皆さん、青年団へ入つて友だちを多くし、青年時代を楽しく有意義に過ごしましょう。

町会の皆さん、後代をになう青年のため、青年団活動を盛り上げましょう。

公庫資金はみなさんの金融機関です
お気軽にご利用ください。
1口2万円まで　1世帯5万円までお貸しします。　利子は月3分
柏市柏39（巡石堂病院前）
有線電話（柏）1318